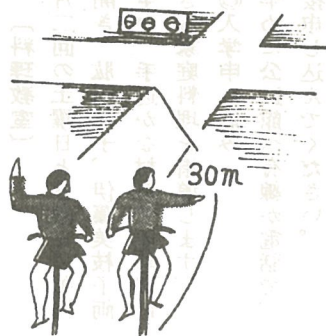


自転車の安全な乗り方に 必要な交通のルール



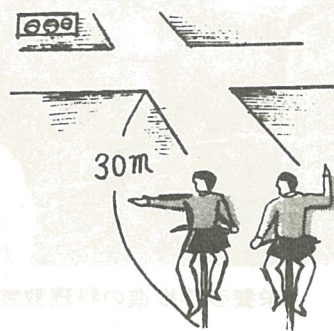
前方の左端で一担止って、もう一度前後、左右の安全を確かめてから右折して交差点を渡りましょう

◎ 左折の仕方

- 一、信号機のある交差点
交差点の三十メートル手前から左側により左折の合図をしながら徐行します。信号が黄と赤の時は停止線で止って、信号が青になったら、交差点の左端にそって徐行しながら、歩行者の横断を妨げないように渡りましょう。
- 二、信号機のない交差点
交差点の三十メートル手前から左側により、左折の合図をしながら徐行し、交差点の手前で左、右



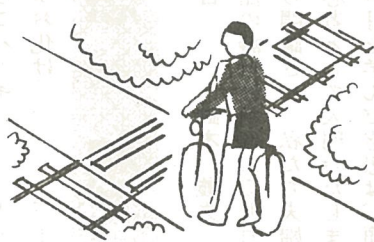
を見て安全を確かめてから、交差点の左端にそって左折しましょう



通行方法

- 一、いつでも、どこでも左側の端にそって通行しましょう。
- 二、必ず一列になって通行しましょう。
- 三、他の道路から先に入ってくる車の進行を妨げないようにしましょう。
- 四、狭い道路から広い道路に出る時は、交差点の手前で一担止って安全を確かめてから徐行して進みましょう。
- 五、横断歩道を歩いている歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- 六、緊急自動車近づいた時は、

道路の左端で一時停止して、通り過ぎるのを待ちましょう。
七、踏切りを渡る時は、手前で必ず停止し、自転車からおりて安全を確かめてから自転車を押して、渡りましょう。



◎ 次の場所では必ず徐行しましょう。

- 一、左右の見とおしのきかない交差点。
 - 二、道路の曲り角付近。
 - 三、こう配な下り坂。
 - 四、徐行の標識の立っている所。
- ◎ 次の場所では必ずベルを鳴らしましょう。
- 一、左右の見とおしのきかない交差点。
 - 二、見とおしのきかない道路の曲り角。
 - 三、見とおしのきかない上り坂の

頂上。



◎ 自転車を運転する時の注意

- 一、夜間、自転車に乗る時は、灯火をつけなければなりません。
- 二、自転車に乗って左折や右折をしたり、横断やUターンをしたり徐行や停止をする時は、必ず手の合図をしましょう。
- 三、ハンドルやブレーキなどの装置はいつも整備し、安全な運転を心がけましょう。
- 四、目が見えなかつたり、耳が聞こえないような人や老人や幼児が歩行している時は、よく注意して一時停止するか、徐行をして通行を妨げないようにしましょう。
- ◎ 絶対してはならぬこと
- 一、手ばなし運転をすること。
- 二、二人乗りや三人乗りすること。
- 三、自動車などにつかまって走る
- こと。
- 四、げたやスリッパなどで自転車を運転すること。
- 五、かさや物を持って、片手運転すること。

年末年始特別警戒取締り
十二月一日から一月十日まで